

# 企業局事業見直し実行計画

(平成30年度～令和4年度：令和2年11月中間見直し)

～令和3年度取組実績～



企業局いわき事業所と泉浄水場

企業局は、昭和32年の鮫川総合開発計画に基づく高柴ダム(水源)の建設と深く関わっており、昭和37年から工業用水道の給水を開始しています。高度経済成長期には、小名浜臨海地域等の工業団地開発と企業誘致にも取り組み、いわき市の工業発展を含め、東北で一番の製造品出荷額を誇る本県製造業や太平洋側の火力発電(発電所、貯炭場への工業用水の供給)にも大きく関わることで、県土発展に寄与してきました。

令和4年6月

福島県企業局

## 企業局事業見直しに関する取組について（令和3年度実績）

### ○ 企業局事業見直し実行計画について

企業局では、県の行財政改革の取組の下、企業局が担うべき役割を見据え、局事業の在り方について検討し、具体的な改革に取り組んでいます。

現在は、平成30年3月に策定した「企業局事業見直し実行計画」に基づき、課題の解決に向けた取組を推進しており、地方公営企業の経営の基本原則である経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するよう、適正な運営に努めています。

計画期間	平成30年度～令和4年度（5年間） ※令和2年11月中間見直し	
基本方針	工業用水道事業	地域経済・産業の発展に寄与するため、施設の適切な維持管理等により「安定供給の確保」を図るとともに、新たな需要開拓や効率的な事業運営を推進し、「経営基盤の安定」に努める。
	地域開発事業	東日本大震災、原子力災害などからの復興・再生及び地域経済の活性化を図るため、復興に向けた工業団地に係る企業誘致等の事業推進に努め、その他の未分譲地についても早期分譲に向けて企業誘致活動を進めるとともに、復興・創生期間終了の令和2年度末に事業を廃止し、残る未分譲地は商工労働部へ移管する。

### ○ 令和3年度の取組実績

#### 1 工業用水道事業

##### 【目標1】経営基盤の安定

項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 健全経営の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費節減等の効率的な運営や情報発信による新たな需要開拓の推進に努める。</li> <li>経営環境の変化を踏まえた新たな運営方式など、より効率的な事業運営の在り方について検討を進める。</li> <li>各工業用水道の実態に即した適切な料金設定により経営基盤の安定を図る。</li> </ul>				(料金改定)	

##### 令和3年度の取組実績 及び 評価等

###### 概ね計画どおり実施

- 給水収益の確保など営業損益の改善等により、令和3年度決算では純利益を計上する見通しである。
- 給水契約状況、放射性物質モニタリング結果などの最新情報やPRパンフレットの掲載などホームページを活用した情報発信を行い、また関係市町村等と連携してPR活動を行うなど新たな需要開拓の推進に努めた結果、新たに4企業の新規契約等を獲得した。（新規1件（600m<sup>3</sup>/日）、増量3件（1,400m<sup>3</sup>/日））
- 令和元年度に実施した工業用水道運営計画調査委託の結果を踏まえ、包括業務委託を導入するための調査委託を行うため、国やコンサル業者との意見交換などによる情報収集や局内両課にまたがる課題を調整するためのチームを立ち上げての検討を行った。

- 勿来工業用水道事業については、令和3年度取水堰更新に着手したところであるが、今後も電気設備、配水管路の更新時期が到来することから、設備等の適正規模、将来的な工水需要を設定するための基本調査に着手した。

項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
2 原子力災害により被った損害の賠償金の確保	・放射性物質のモニタリング費用、浄水発生土に係る処分費用について適時適切に請求するとともに、早期の支払を求めめる。					

令和3年度の実績及び評価等

計画どおり実施

- 令和2年度に実施した放射性物質のモニタリング費用並びに浄水発生土に係る処分費用について、令和3年6月16日に請求し、令和3年9月6日に請求と同額を受領した。
- 浄水発生土については園芸用土として有償で売却していたが、原発事故後は産業廃棄物として処理していることから、処分に係る経費を求償している。

【請求金額等の内訳】

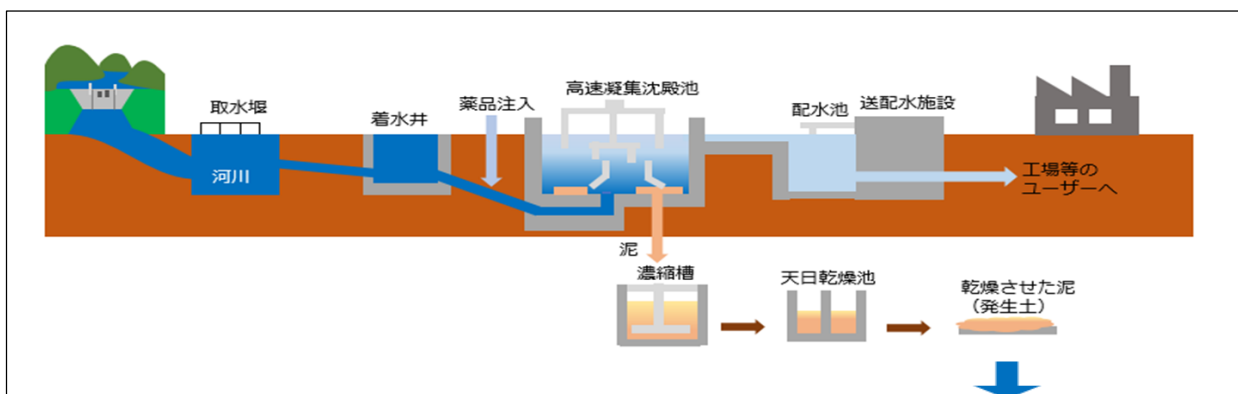
- ①モニタリング費用関係 242千円（受領済）
- ②浄水発生土処分費用関係 6,847千円（受領済）

参考 損害賠償の実績（H23年度からこれまで20回の賠償請求を行っている）  
 支払率（請求額÷支払額） 100.0%（逸失利益（減収分）を除く）  
 86.4%（逸失利益（減収分）を含む）

参考 県ホームページにおけるモニタリング情報の提供情報

工業用水道名	放射性ヨウ素 I131	放射性セシウムCs134	放射性セシウムCs137	その他
磐城工業用水道	不検出	不検出	不検出	不検出
勿来工業用水道	不検出	不検出	不検出	不検出
小名浜工業用水道	不検出	不検出	不検出	不検出
好間工業用水道	不検出	不検出	不検出	不検出
相馬工業用水道	不検出	不検出	不検出	不検出

参考 浄水発生土処分



☑原子力損害賠償請求による収入の確保

浄水発生土は園芸用として有償売却できたが、原発事故後は産業廃棄物として処理することとなったことから関連経費、モニタリング経費を求償し、**収入の確保**に努めている。  
 R3年度 モニタリング費用242千円（受領済）、汚染発生土処分費用関係6,847千円（受領済）

令和4年度の取組方針（具体的に）
<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水の水質情報については、ユーザー企業はもとより、広く県民に発信するため、ホームページの見直しなど新たな広報戦略に取り組む。</li> <li>より効率的な事業運営の在り方検討及び令和3年度に着手した勿来工業用水道の基本調査に引き続き取り組む。</li> <li>原発事故に伴う損害賠償については、放射性物質のモニタリング費用並びに浄水発生土に係る処分費用を引き続き請求していく。</li> </ul>

その他特記事項

【目標2】施設の適切な維持管理と改築・更新						
項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 工業用水道施設の適切な改築・更新の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水の安定供給のため、中長期計画に基づき施設の計画的な改築・更新に努める。</li> <li>改築・更新に当たっては東日本大震災を踏まえ、設備の耐震化、管路の複線化等に重点的に対応する。</li> </ul>	設備の耐震化（接合井6箇所）				
		0%	67%	100%		
		管路の複線化（横山接合井～泉浄水場施工延長877m）				
		50%	69%	85%	95%	100%
令和3年度の取組実績 及び 評価等						
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">計画どおり実施</div>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水の安定供給のため、中長期計画に基づき施設の計画的な改築・更新に努めた。</li> </ul>						
【進行管理に係る指標の進捗状況】						
① 施設の耐震化（接合井6箇所）						
進捗率 100.0%（6箇所／6箇所）						
② 管路の複線化（横山接合井～泉浄水場 施行延長877m）						
進捗率 96.3%（845m／877m）						
導水管布設（横山・継続）工事						



施工前



施工中



施工後

**参考** 管理する水道管の長さ

導水路から配水路を合わせると約111kmあり、東北自動車道の国見IC～白河IC(105.8km)に相当する長さです。



項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
2 施設の適切な維持管理と専門性を持った人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水の安定供給のため、施設の適切な維持管理を行う。</li> <li>施設管理業務に係る技術やノウハウの継承のため、専門性を持った人材の確保に努める。</li> <li>各種技術講習会等への参加による技術の研鑽を図るなど、専門性を持った人材の育成に努める。</li> </ul>					



令和3年度の取組実績 及び 評価等

概ね計画どおり実施

- 工業用水の安定供給のため、給水業務委託（いわき4工水）や包括業務委託（相馬工水）などにより施設の適切な維持管理を実施するとともに、漏水事故等に適時適切に対応した。
- 給水業務委託は、3年の長期契約を締結することにより、継続的な管理運営、専門性を持った人材確保を図っている。
- 包括業務委託については、導水施設の共同管理者である相馬地方広域水道企業団に委託することにより、上水道と一体的で効率的な管理運営、専門性を持った人材確保を図っている。
- 技術講習会の参加については、コロナ禍の状況により制限されたものもあるが、取水施設の操作研修の実施などにより技術の研鑽に努めた。

項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
3 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震や漏水事故などの緊急時に備え、ユーザーや応急対策業務の支援者との緊急連絡体制を確保する。</li> <li>東北地域の各工業用水道事業者との相互応援協定に基づく緊急時の伝達訓練を定期的実施する。</li> </ul>					



令和3年度の取組実績 及び 評価等

計画どおり実施

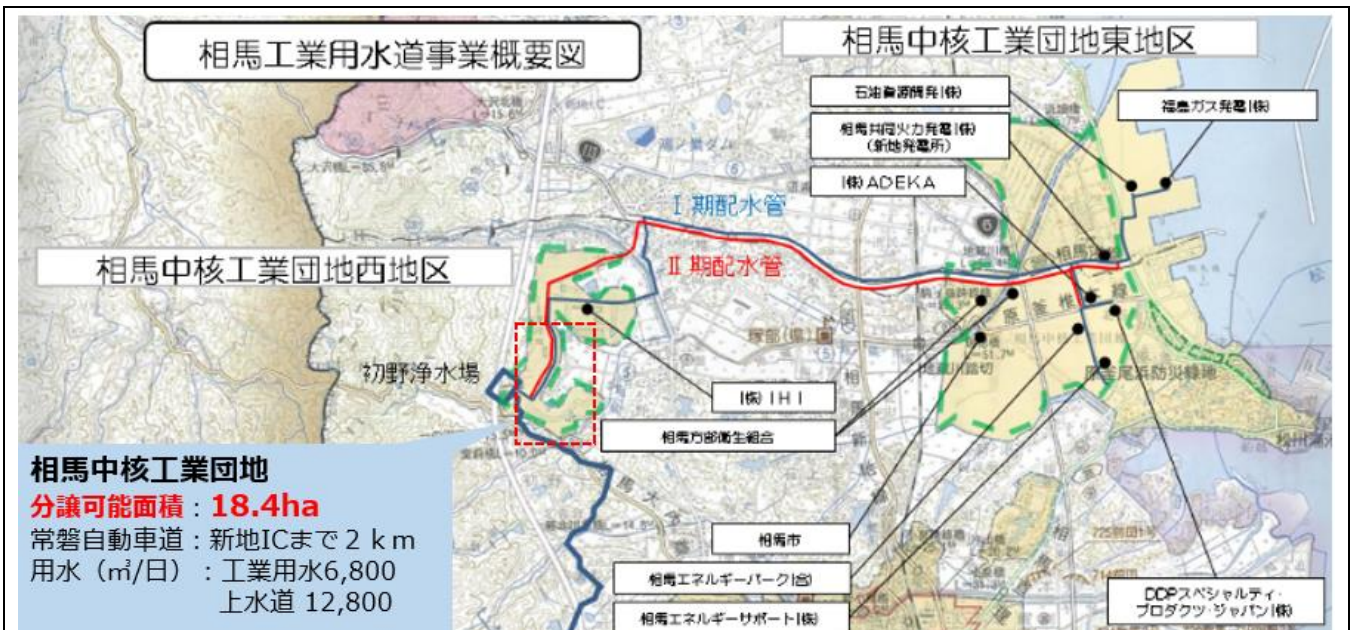
- 令和3年度版工業用水道管理手帳を作成し、緊急時に備えるため最新の緊急連絡体制を確保した。
- ダムの洪水調節機能向上を図るために必要な協議を行うため、河川法第51条の3に基づく都道府県ダム洪水調節機能協議会が設置され、参加した。  
※R3.10.27 施行 鮫川水系・夏井川水系・真野川水系
- 大規模災害発生時における福島県工業用水道事業業務継続計画（BCP）を策定した。

令和4年度の取組方針

- 工業用水の安定供給のため、中長期計画に基づき、頻発する地震や台風等に伴う水害などの大規模な自然災害に備えた施設の計画的な改築・老朽化施設の更新と適切な維持管理を引き続き行っていく。
- 令和元年東日本台風等による被災を踏まえた強靱化対策として、相馬工業用水道については導水管が破断した管路の複線化、停電が発生し薬品注入が不能となった初野浄水場への予備電源設置を進める。好間工業用水道については冠水した赤井取水場の浸水防止対策を完了させる。また、勿来工業用水道については老朽化が著しい沼部堰の更新に着手したことから、計画的に工事を進める。
- 地震、水害や漏水事故などの緊急時に備え、工業用水道管理手帳を随時更新するとともに最新の緊急連絡体制の確保に努める。加えて、東北地域の各工業用水道事業者との相互応援協定に基づく緊急時の伝達訓練を実施する。


その他特記事項

【目標3】相馬工業用水道の需要開拓の推進						
項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 新たな需要開拓の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水利用型企業の立地促進のため、関係機関と連携を強化し新たな需要開拓を推進する。</li> <li>第1期分に係る給水契約率について、令和4年度までに100%（34,700 m<sup>3</sup>/日）を目指す。</li> <li>第2期整備事業について、第1期に係る給水契約状況と将来の需要動向を踏まえ、適時適切に対応する。</li> </ul>					
		相馬工業用水道の給水契約率 (給水能力：34,700 m <sup>3</sup> /日)				
		80.4%	80.4%	90%	95%	100%
令和3年度の実績及び評価等						
継続的な取組が必要						
<ul style="list-style-type: none"> <li>関係市町等への訪問、情報収集等を実施した。</li> <li>令和3年度の新規・増量契約実績 新規契約 1件、増量契約 0件</li> <li>令和3年度末の給水契約件数及び給水契約率 給水契約件数 11件 給水契約率 80.7%（1日当たり 28,000m<sup>3</sup>/日 / 34,700m<sup>3</sup>/日） （令和2年度末 79.0%）</li> </ul>						
令和4年度の実行方針						
<ul style="list-style-type: none"> <li>相馬工業用水道について、引き続き地元市町と連携するなど新たな需要開拓を推進していく。</li> <li>工業用水道の給水地域は、福島イノベーション・コースト構想の対象地域にあることから、商工労働部、相馬市などとの連携を密にし、工業用水道を必要とする企業誘致やユーザー開拓などの面で協力していく。 県内の工業団地でも工業用水道を日量 6,700 m<sup>3</sup>/日給水できる場所は相馬中核工業団地西地区のみである。 上水道による給水量も県内の他工業団地の6～50倍ほどあり、水需要のある企業を誘致するには最適地となる。</li> <li>複数の企業等から給水相談があることから、引き続き、計画内容を確認するとともに相馬工水のメリットをPRしていく。</li> </ul>						


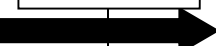



その他特記事項



【目標4】好間工業用水道のいわき市への譲渡						
項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 いわき市への譲渡	・定期的に協議会やワーキンググループを開催し、早期の譲渡に向けて譲渡条件やスケジュールについて具体的な協議を進める。					
						
令和3年度の実績及び評価等						
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">概ね計画どおり実施</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年2月末に大口のユーザーと給水契約（6,800m<sup>3</sup>/日）を締結し、累計の契約水量が1日当たり9,880m<sup>3</sup>となり、好間工業用水道の譲渡の前提となる経営改善の見通しが立ちつつあることから、早期譲渡に向けて、県、市担当間での事務的な打合せを継続して開催するとともに、現地の現状確認を行うなど具体的な検討を行った。 その結果、令和3年11月12日の県、市協議において令和3年12月下旬を目途に基本合意書を締結することで合意した。</li> <li>令和3年12月24日に、令和4年9月末日をもっていわき市に譲渡することとする基本合意書が締結された。</li> <li>【協議会等の開催状況】 ○好間工業用水道に係る県、市協議会 令和3年11月12日</li> </ul>						
令和4年度の実行方針						
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年9月末の事業譲渡に向けて、いわき市と協力して国や関係機関等との調整、課題の整理を進める。</li> </ul>						
その他特記事項						

2 地域開発事業

【目標1】復興に向けた工業団地の早期分譲						
項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 いわき 四倉中核工業団地第2 期区域の分 譲推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、令和2年度末までの完売を目標に未分譲地の早期分譲に努める。</li> </ul> (令和2年度末における未分譲地)	分譲率 23.4%	38.9%	100%		
						
						
						
						
令和3年度の実績及び評価等						
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続的な取り組みが必要</span>						
未分譲地を移管した商工労働部に対して、これまでの企業局における工業団地造成と分譲に係る知見を商工労働部と共有し、土木技術面での助言を行った。						
						
いわき四倉中核工業団地						
令和4年度の実績及び評価等						
<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、未分譲地を移管した商工労働部に対して、分譲に係る土木技術面での助言を行う。</li> </ul>						
その他特記事項						
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に分譲した再エネ関連企業の工場が、計画通り竣工したことから、福島県企業局工業団地等分譲促進奨励金を令和3年10月に交付した。</li> </ul> いわき四倉中核工業団地第2期区域には、航空宇宙関連産業で必要とされる工作機械の製造企業や再生可能エネルギー関連企業を誘致するなど、本県の重点推進業種を踏まえた企業誘致活動により、福島イノベーション・コースト構想を踏まえた復興支援に取り組んできた。						

**【目標2】未分譲地（田村西部工業団地、白河複合型拠点（新白河ビジネスパーク、工業の森・新白河A工区））の早期分譲**

項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
1 造成済未分譲地の早期分譲及び未造成地の企業誘致の推進	・引き続き、令和2年度末までの完売を目標に未分譲地の早期分譲に努める。  ・工業の森・新白河A工区については、事業の採算性も考慮しながら、オーダーメイド方式の企業誘致活動を行う。  （令和2年度末における未分譲地）	分譲率 96.2%	96.4%	100%			
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         商工労働部へ移管                     </div>		

令和3年度の実績及び評価等

継続的な取り組みが必要

未分譲地を移管した商工労働部に対して、これまでの企業局における工業団地造成と分譲に係る知見を商工労働部と共有し、造成と分譲に係る土木技術面での助言を行った。



田村西部工業団地

(株)デンソー福島をはじめとした企業を誘致し、12社に分譲してきた。  
残り1区画についても、企業局が立地協定を締結済み。



新白河ビジネスパーク

これまで17社に分譲してきた。  
残区画については、業務を移管した商工労働部が令和3年度に一部に分譲した。

令和4年度の実績及び評価等

- 引き続き、未分譲地を移管した商工労働部に対して、造成と分譲に係る土木技術面での助言を行う。

その他特記事項

【目標3】 企業債償還財源の確保																		
項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度												
1 企業債償還財源の確保策の検討及び実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き未分譲地の早期分譲に努める。</li> <li>繰上償還による利子負担軽減など繰入額の圧縮に努める。</li> <li>これまでの地域開発事業の成果を踏まえ関係部局と調整を行い、一般会計からの繰入による毎年度の償還財源の確保に取り組む。</li> </ul>	分譲																
令和3年度の実績及び評価等																		
概ね計画どおり実施																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計からの繰入金を財源として、これまで年2回（7月・3月）に分けて企業債の償還を行っていたが、令和3年度は借入先金融機関との交渉を通して1回にまとめた上で、早期の繰上償還（6月：12億6,200万円）を実施し、利子負担の軽減（約2,097万円）を図った。</li> <li>令和4年度における一般会計からの繰入について、関係部局と協議し、継続して当初予算に計上した。</li> </ul>																		
<p>参考</p> <table border="0"> <tr> <td>これまでの利子負担軽減の実績</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>約7,932万円</td> </tr> <tr> <td>R1年度</td> <td>約3,660万円</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>約3,645万円</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>約2,097万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約1億7,334万円</td> </tr> </table>							これまでの利子負担軽減の実績		H30年度	約7,932万円	R1年度	約3,660万円	R2年度	約3,645万円	R3年度	約2,097万円	合計	約1億7,334万円
これまでの利子負担軽減の実績																		
H30年度	約7,932万円																	
R1年度	約3,660万円																	
R2年度	約3,645万円																	
R3年度	約2,097万円																	
合計	約1億7,334万円																	
令和4年度の実行方針																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、繰上償還による利子負担の軽減など繰入額の圧縮に努めながら、令和6年度まで企業債の償還を進める。</li> <li>企業債の繰上償還の時期を年度当初の4月に前倒して実施することで、利子負担の更なる軽減を図る。</li> </ul>																		
その他特記事項																		

【目標4】地域開発事業の廃止に向けた検討						
項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 地域開発事業の廃止に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度末に地域開発事業を廃止する。</li> <li>令和2年度末における未分譲地については商工労働部に移管（会計換え）する。</li> </ul>	分譲				
令和3年度 of 取組実績 及び 評価等						
計画どおり実施						
<p>令和2年度末をもって、地域開発事業の廃止を決定し、分譲業務については未分譲地とともに、商工労働部に移管（会計換え）を行った。</p> <p>令和6年度の地域開発事業の廃止に向けて、決算処理、企業債残債償還等を行った。</p>						
令和4年度 of 取組方針						
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域開発事業の廃止に伴い、未分譲地の販売業務は商工労働部に移管されたが、引き続き、地域開発事業の清算、決算処理、企業債残債償還等については、令和6年度まで取り組む。</li> <li>令和7年度における令和6年度の決算認定と決算認定後の総務省への報告（地方公営企業法適用状況異動報告書の提出）まで進捗を管理し、着実に手続きを進めていく。</li> </ul>						
その他特記事項						